第十六条第二項第一号中「第十条第三号」を「第十九条第三号」に改め、同項第五号中「第十一条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条第二項中「第十条第二号」を「第十九条第二号」に、「第十一条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同条を第二十三条とする。

第十三条第二項中「第十一条第二項第三号」を「第二十条第二項第三号」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条第二項中「第十条第八号」を「第十九条第八号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十一条第二項第三号中「第十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第十条第七号中「第十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同条を第十九条とし、第九条を第十八条とする。

第八条第一項中「第六十五条第一項」を「第百二十六条第一項」に、「第十一条第一項第六号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同条を第十七条とする。

第七条中「第六十五条第三項」を「第百二十六条第三項」に改め、同条を第十六条とする。

第六条を削り、第五条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国庫納付金の帰属する会計）

第十五条　国庫納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定に帰属させるものとする。

第四条第一項中「第六十四条第四項」を「第百二十五条第四項」に、「以下」を「以下この条から第十五条までにおいて」に改め、同条を第十三条とする。

第三条第一項中「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「第六十四条第四項に」を「第百二十五条第四項に」に改め、同項第一号中「第六十四条第四項第三号」を「第百二十五条第四項第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第二条（見出しを含む。）中「第六十四条第四項」を「第百二十五条第四項」に改め、同条を第十一条とする。

第一条の見出し中「第五十八条第二項ただし書」を「第百十九条第二項ただし書」に改め、同条中「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十八条第二項ただし書」を「法第百十九条第二項ただし書」に、「第五十七条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の九条を加える。

（当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の算定方法）

第一条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項の政令で定めるところにより算定される当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量は、次の各号に掲げる事業分野の区分に応じそれぞれ当該各号に定める量の合計量とする。

一　法第三十二条第二項第四号イに定める事業分野　次のイ又はロに掲げる事業活動の区分に応じそれぞれイ又はロに定める量の合計量

イ　法第三十二条第二項第四号ロに定める事業活動　当該事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動であって、次の(1)から(4)までに掲げるものごとに、当該各年度における当該活動の規模を示す指標の数値（当該活動の区分に応じ、経済産業省令で定める単位で表した数値をいう。以下この号及び次号において同じ。）に、当該指標に応じ当該指標の数値を二酸化炭素の量に換算する係数として経済産業省令で定める係数を乗じて得た量を合算した量

(1)　経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

(2)　経済産業省令で定める製品、原油等（法第二条第三項に規定する原油等をいい、同項第二号に規定する石油製品を除く。以下この号及び次号において同じ。）及び蒸気の生産及び輸送

(3)　経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼

(4)　経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

ロ　イに掲げる事業活動以外の事業活動　当該事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動であって、次の(1)から(4)までに掲げるものごとに、当該各年度における当該活動の規模を示す指標の数値に、当該指標に応じ当該指標の数値を二酸化炭素の量に換算する係数として経済産業省令で定める係数を乗じて得た量を合算した量

(1)　経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

(2)　経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

(3)　経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼

(4)　経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

二　前号に掲げる事業分野以外の事業分野　当該事業分野に属する事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動であって、次のイからニまでに掲げるものごとに、当該各年度における当該活動の規模を示す指標の数値に、当該指標に応じ当該指標の数値を二酸化炭素の量に換算する係数として経済産業省令で定める係数を乗じて得た量を合算した量

イ　経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

ロ　経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

ハ　経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼

ニ　経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

2　二以上の事業分野において事業活動を行う事業者の当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量は、各事業分野について前項の規定によって算定した量の合計量を、その事業者の当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量とする。

（経済産業大臣への届出を要する年度平均排出量）

第二条　法第三十三条第一項の政令で定める量は、十万トンとする。

（排出目標量の設定方法）

第三条　法第三十三条第二項の政令で定める方法は、法第三十二条第一項に規定する実施指針（第五条において「実施指針」という。）で定める排出目標量の設定方法とする。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての量の調整の方法）

第四条　法第三十四条第二項の政令で定める方法は、同条第一項の規定により割当てを行う脱炭素成長型投資事業者排出枠（法第三十二条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠をいう。第六条及び第七条において同じ。）の量について、当該変更があったと認められる事実に基づいて経済産業大臣が算定して調整するものとする。

（排出実績量の算定方法）

第五条　法第三十五条第二項の政令で定める方法は、実施指針で定める排出実績量の算定方法とする。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難である場合等）

第六条　法第四十条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　平均売買取引価格（法第百十六条第二項に規定する平均売買取引価格をいう。）が参考上限取引価格（法第三十九条第一項に規定する参考上限取引価格をいう。次号において同じ。）を一年を超えない範囲で経済産業省令で定める期間以上の期間継続して上回る場合

二　法第百十一条第一項第六号イに規定する排出枠取引市場において売渡しを希望する脱炭素成長型投資事業者排出枠（その価格が参考上限取引価格以下のものに限る。）の数量が著しく少ない場合

三　災害その他やむを得ない事由により脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難となる場合

（法人等保有口座の記録事項）

第七条　法第四十七条第二項第四号の政令で定める事項は、脱炭素成長型投資事業者排出枠についての処分の制限に関する事項とする。

（登録確認機関の登録の有効期間）

第八条　法第六十一条第一項の政令で定める期間は、五年とする。